

第4回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～検討作業の進め方について～

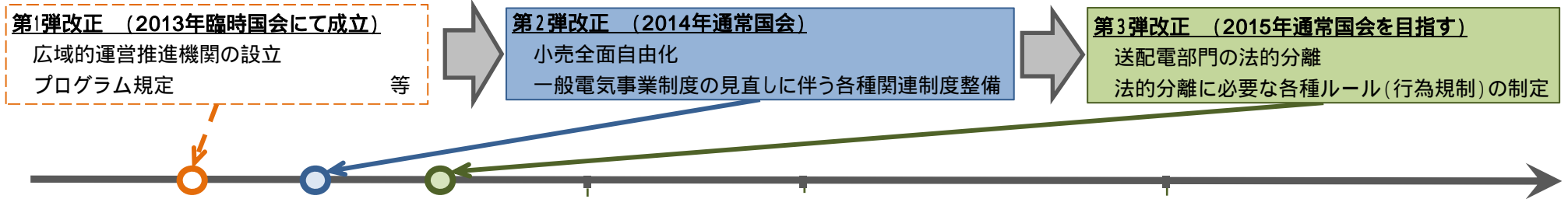
平成25年12月9日(月)

(参考) 電力システム改革の工程

- (注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。
- (注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。
- (注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改革を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

法改正の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。



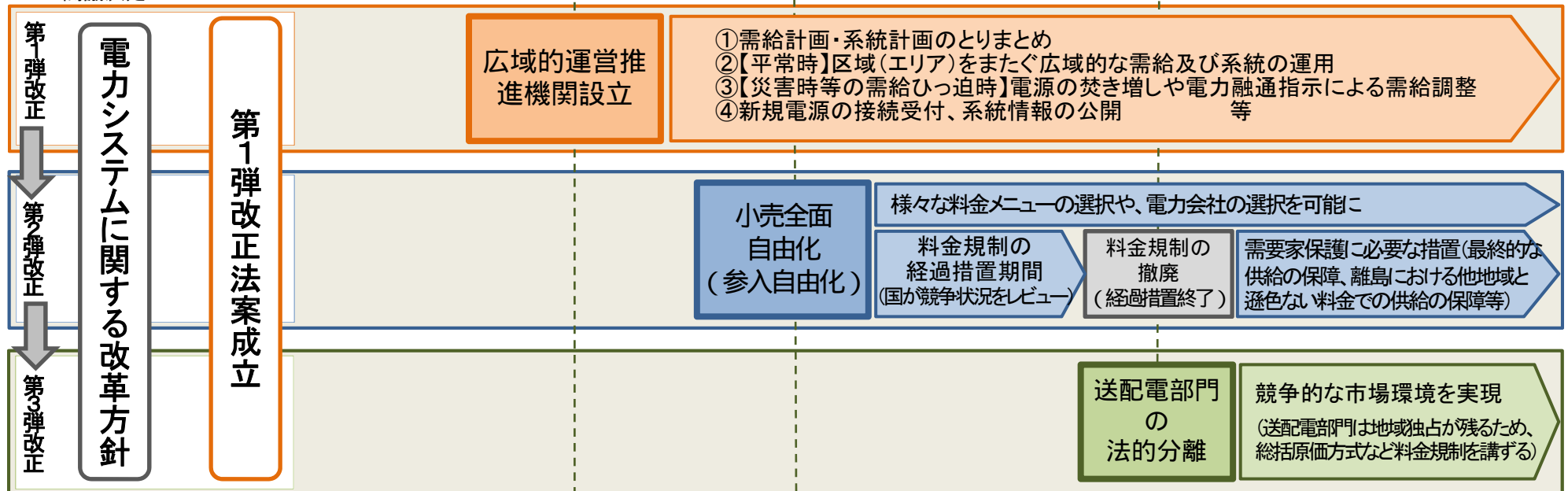
改革実施の工程

2013年4月2日
閣議決定
2013年11月13日

【第1段階】
(広域的運営推進機関の設置)
2015年目途

【第2段階】
(小売参入の自由化)
2016年目途

【第3段階】
(送配電の中立化、料金規制の撤廃)
2018~2020年目途



(2015年目途:新たな規制組織)

これまでの制度設計WGの御議論

○広域的運営推進機関
業務、組織・運営、ルール等

○自己託送制度の創設

○卸電力取引の活性化

○小売全面自由化
事業類型、経過措置料金規制、最終保障・離島ユニバーサルサービス、需要家情報の活用等

○新たな託送制度
認可制、インバランス料金等

○新たな供給力確保策
小売事業者の供給力確保、送配電事業者の調整力確保、容量市場、広域機関による電源入札等

○送配電部門の中立化
行為規制、法的分離ルール等

年明け以降、引き続きWGにて検討

広域機関ルール、全面自由化等の第2弾法改正の実施のための詳細設計(需要家情報活用策、インバンスルール等)、第3弾法改正に向けた検討等

制度の実施に向けた今後の動き

1. 第1弾の電気事業法改正(本年11月13日成立)

- 広域的運営推進機関の創設(平成27年4月目途)
 - ・業務規程、送配電等業務指針等の国の認可基準策定
 - ・事業者における設立認可申請
- 自己託送制度の創設(平成26年4月施行)
 - ・国の託送省令策定、事業者の託送約款策定

2. 第2弾の電気事業法改正(平成26年通常国会提出予定)

- 小売全面自由化(平成28年目途に実施)
 - ・事業類型見直し、経過措置料金規制、最終保障・離島ユニバーサルサービス
- 新たな託送制度(〃)
 - ・料金認可制、低圧託送制度、計画値同時同量等
- 新たな供給力確保策(〃)
 - ・小売事業者の供給力確保義務
- 卸電力取引所の法定化(〃)
 - ・行政の一定の監視・監督

3. 第3弾の電気事業法改正(平成27年通常国会提出を目指す)

- 送配電部門の一層の中立化(法的分離)
- 経過措置料金規制の撤廃(第3段階と同時か以後)